教育ひょうご

発行所 神戸市中央区中山手通４丁目10－８
兵庫県教職員組合
発行人 兵庫県教職員組合 代表者 川原芳和
編集人 小西宏典
電話 050（3538）2346
１部15円　年定価360円（組合員の購読料は組合費の中に含む）

2020/3・15
No.1995
2面

・新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業にかかわる要請実施
・２０２０年度の教職員定数内示

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる、特別休暇の取得が可能に！

２月27日夕刻、突然の小、中、高、特別支援学校への３月２日から春休みまでの臨時休業の要請が出されたことを受け、兵教組は、学校現場への混乱を最小限にとどめることをはじめ、教職員の柔軟な勤務体制の確保や休暇の取得についても配慮するよう、県教委にもとめてきた。

新型コロナウイルス感染症拡大防止における臨時休業にかかわって、その時点では、子の看護等で勤務が困難な教職員は「子育て支援休暇」等のみの対応となることから、長期にわたる臨時休業が続くと、一暦年分の「子育て支援休暇」等を使い切ってしまうことが想定されるため、兵教組は県・県教委に対し、とりわけ特別休暇の取得を拡大するよう、いち強くもとめてきた。

３月２日付で、県教委は、「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇の取扱いについて（通知）」を発出し、特別休暇の取得を承認することとした。

※３月２日付で発出の通知となっていることから、３月２日以降に「子育て支援休暇」や「年休」等を取得された方で、上記の「出勤することが著しく困難であると認められる場合」に該当していれば、遡って特別休暇を取得できることとなる。

県教委からの通知

教総第1381号
教教第3257号
令和２年３月２日

各課長
各地方機関の長
各教育機関の長　様
各県立学校長

兵庫県教育長

新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇の取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当分の間、職員が下記に掲げる場合に該当する場合には、職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 17 条第１項第 20 号に規定する「地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合」として取り扱い、特別休暇の取得を承認することとしましたので通知します。
ついては、今回の取扱いについて職員に周知すると共に、下記に留意の上、その取扱いに遺漏のないよう願います。
なお、非常勤嘱託員等の非常勤職員についても、同様に正規職員に準じて取り扱うこととし、出勤することが著しく困難であると認められる場合は報酬等の減額は行わないこととします。
各教育事務所にあっては、管内各市町組合教育委員会に対し、このことを通知願います。

記

１　出勤することが著しく困難であると認められる場合
（１）新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和２年政令第２８号）第３条において準用する検疫法（昭和２６年法律第２０１号）第１６条第２項に規定する停留の対象となった場合
（２）職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和２年２月２５日新型コロナウイルス感染症対策本部（内閣設置）決定）等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
（３）新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

２　留意事項
（１）　休暇の承認にあたっては、県民から不信や批判を招くことがないよう適切に取り扱うこと。
（２）　今回の通知による特別休暇を申請する場合は、休暇簿の備考欄に理由を明記すること。
（３）１（３）における、「勤務しないことがやむを得ないと認められる場合」を例示すると、以下のとおりである。
例１）学童保育等に子を預けることが不可能で、職員以外に当該子の世話をする者がいないこと
例２）単に子の学校が休業になっただけでなく、子の世話を行うため勤務しないことに特段の理由があること（特に中学校、高校の場合）

兵庫教育文化研究所 第83回運営委員会 第98回研究所員会議を開催

２月14日、ラッセホールで兵庫教育文化研究所（以下　本部研究所）の第83回運営委員会・第98回研究所員会議がおこなわれ、約１２０人が参加した。

川原本部研究所所長はあいさつで、『いきる　つながる　みちひらく』をキーワードに、保護者や地域との社会的対話をすすめ、引き続き『参加・提言・改革』の運動をすすめていく」と述べた。

続いて、19年度の本部研究所における活動の経過、運営および活動の総括や当面のとりくみ、第47回教育課程編成講座の開催について提起され、協議された。

今年度末をもって任期満了により退任される、協力研究所員の園田恵子さん（食・環境教育部会）、研究所員の細川政幸さん（技術・家庭科教育部会）に感謝状が贈られた。川原所長は、長年にわたり兵庫における教育研究活動の深化・発展にむけたご指導とご尽力に心からの感謝を述べた。

川原所長　あいさつ（要旨）

兵教組は、２０３０年の教育改革を展望し、子どもたちが夢や希望を持ち、人口減少など激動する社会の変化に対応できるような教育を創造していかなければならない。

社会情勢や子どもをとりまく環境が大きく変化する中、学校、家庭、地域社会、教育関係機関の連携や社会的対話が、よりいっそう重要となっている。だからこそ、「地域に開かれた教育研究集会」や「地域に開かれた学校」に意義がある。

喫緊の課題である「教職員の働き方改革」については、昨年末の給特法改正を受け、「上限ガイドライン」をもとに告示された「給特法第７条に係る指針」で、教員についても「在校等時間」による勤務時間管理や「時間外勤務」の上限が月45時間、年間３６０時間と規定された。この数字は時間外勤務をさせてもよいというものではない。本来勤務時間内に業務が終了するようにしなければならないが、現状の学校現場はそうはなっていない。法改正が罰則を伴わないことから、「持ち帰り業務の増加」や「虚偽記載」などが危惧される。

また、適用が可能となる「一年単位の変形労働時間制」については、現状のままでの学校現場には導入が難しい状況にある。まずは文科省・教育委員会等による徹底した業務削減と大幅な定数改善を早急におこなうべきである。

引き続き、すべての教職員の命と健康を守るため実効性のある長時間労働是正策をもとめるとともに、条例や規則改正への対応をおこなっていく。そのことによって子どもたちが安心して学べる環境が保障され、子どもたちの豊かな学びと育ちにつながる。

学校は協力・協働の地域コミュニティの中心として、次の時代を担う子どもたちへの期待と願いがこめられた場所である。兵教組は、「いきる　つながる　みちひらく」をキーワードに、保護者や地域との社会的対話をすすめ、引き続き「参加・提言・改革」の運動をすすめていく。

▲園田恵子さんに感謝状贈呈

▲分科会の様子

兵教組第147回定期大会

３月３日、ラッセホールで兵教組第１４７回定期大会を開催した。

本来この大会は、19年度の運動の総括と、年度末・年度当初の当面する運動の展開、20年度兵教組役員などについて討議する会議だが、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案し、学校現場等への感染拡大を防止する観点から、規約・規定等にもとづくものの、大会権能に係わる議題のみの取り扱いとし、最小限での対応とする中で、参加者全員がマスクを着用しての開催となった。

本部・地区専従役員の改選がおこなわれ、全員が圧倒的な得票で信任された。あわせて、教育研究専門委員（嘱託）および、地区独自専従役員も承認された。また、報告事項・残りの協議事項については、権能を「２０２０年度兵教組第１回新旧地域組合三役合同会議」に委任し、議決をもとめること、この間の運動の推進にあたり、権能を中央執行委員会に委任する第13号議案も承認された。

▲川原中央執行委員長あいさつ

▲大会の様子

Fleur Lasse Hall Information 2020 3月号

Spring
春のお祝い・お食事会・歓送迎会、様々なシーンに
春のバンケットプラン
2020年 3/1sun 5/31sun

ラッセホールの「春のバンケットプラン」では、旬な食材をお楽しみいただけます。ぜひこの機会にご利用ください。

特典
●4月の日～木曜日のご利用
フリードリンク1アイテム追加
または、一文字看板サービス

2時間制 20名様から

お料理＋フリードリンク　ブッフェ形式にすると、料理が一品（おまかせ）追加でさらにお得！

Aコース
【ブッフェまたは、卓盛り】
お一人様（税金・サービス料込）5,000円
■魚介のマリネ
■ゴロゴロ野菜MIXサラダ
■春野菜の焚き合せ
■白身魚のフライ タルタルソース
■豚肉竜田中華風
■鶏モモ肉のカシュナッツ炒め
■カフェ風ドライカレー
■春野菜たっぷり煮麺（にゅうめん）
■フルーツ盛合せ（ブッフェコーナーにてご提供）
■コーヒー（ブッフェコーナーにてご提供）

Bコース
【ブッフェまたは、卓盛り】
お一人様（税金・サービス料込）6,500円
■コールミート盛合せ
■魚介のマリネ
■春野菜の焚き合せ
■チキンチーズ大葉巻フライ
■豚肉の角煮中華風
■ローストビーフ 山葵ソース
■ちらし寿司
■うどん 又は そば
■プチデザート（ブッフェコーナーにてご提供）
■コーヒー（ブッフェコーナーにてご提供）

Cコース
【ブッフェまたは、卓盛り】
お一人様（税金・サービス料込）8,000円
■オードブルバリエ
■塩レモンチキンマリネ
■鰹のたたき カルパッチョ風
■ジューシーハムカツ
■紅茶鴨のつくね餡かけ
■スズキと春野菜のグリル
■豚肉の角煮中華風
■牛ロースの鉄板焼〈ライブにて〉
■握り寿司 太巻寿司
■うどん 又は そば
■フルーツ＆プチデザート（ブッフェコーナーにてご提供）
■コーヒー（ブッフェコーナーにてご提供）

＋
フリードリンク　■瓶ビール　■ウイスキー　■ハイボール　■芋／麦焼酎　■赤白ワイン　■日本酒 又は カクテル　■ウーロン茶　■オレンジジュース
追加 各300円　・酎ハイ　・梅酒　・カクテル　・ノンアルコールビール など

※記載メニューは食材の入荷状況により変更する場合がございます。※料金には、お料理、フリードリンク、基本音響、照明（マイク2本付）、会場費（2時間）の料金が含まれます。
※ご延長の際は会場費とフリードリンク代金として30分ごとに一人あたり600円（税金、サービス料込）の追加料金をいただきます。
記載プラン以外にも、ご予算に合わせたプランニングをいたします。
また、その他オプション等も多数ご用意しております。お気軽にご相談ください。

Lasse Hall
ご予約・お問い合わせはこちら 078-291-1110
お問い合わせ時間 【平日・土】9:00～19:00 【日・祝】9:00～18:00

ご予約・お問い合せはこちら　078－291－1110
お問い合わせ時間　平日・土　9:00～19:00　日・祝　9:00～18:00

ラッセホール
〒650-0004
兵庫県神戸市中央区中山手通4丁目10－8
TEL.078-291-1117（代表）
FAX.078-291-0333
https://www.lassehall.com
E-mail info@lassehall.com

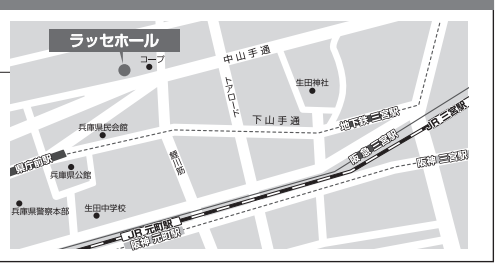

3月9日、県教委に対し、新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業にかかわる要請を実施！

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が実施される中、兵教組は、学校現場への混乱を最小限にとどめることをはじめ、教職員の柔軟な勤務体制の確保や休暇の取得についても配慮するよう、県・県教委等にもとめてきた。（表面参照）

また、政府から緊急の要請となる中で、自治体による対応の違い（実施の有無、期間等）や終息の時期が見通せない状況により、保護者や学校現場から不安の声があがっている。

そのような状況をふまえ、３月９日、兵教組は県教委に対し、新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業にかかわる要請をおこなった。

兵教組は今後も、臨時休業となった学校現場実態や課題をふまえ、県教委との交渉・協議を強化していく。

新型コロナウイルス感染症による不測の事態を、組合員の団結の力で乗り切ろう！

兵教組総発第148号　２０２０年３月９日
兵庫県教育長
西上　三鶴　様

兵庫県教職員組合
中央執行委員長　川原　芳和

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業にかかわる要請書

貴職におかれましては、「兵庫が育む　こころ豊かで自立する人づくり」を教育の基本理念に掲げ、未来への道を切り拓く力の育成を目標に兵庫の教育の発展をめざし、日々ご尽力をいただいていることに心から敬意を表します。

さて、２月27日の総理大臣からの要請・文部科学事務次官通知（20.2.28）にもとづき、県教委から「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」（20.2.28）が発出され、県立学校の対応（３月３日から当面２週間（15日まで））をふまえ、各地教委に対して臨時休業が要請されました。

新型コロナウイルス感染症対策として、すべての学校を休業とすることで、子ども・教職員や保護者、地域の方々への感染拡大を防ぐ観点から理解するものの、緊急の要請となる中で、自治体による対応の違い（実施の有無、期間等）もあり、保護者や学校現場から不安の声も上がっています。

つきましては、今後の対応をはじめ、子ども・保護者・教職員等の不安を解消するため、県教委として関係部局や各地教委と連携して対応いただきたく下記の事項について要請します。

記

１．今後（３月16日以降）の対応について
各地教委への要請にあたっては、子どもや保護者・学校現場に混乱を招かないよう、発出時期等、十分に配慮すること。

２．教育課程等について
（１）子ども・学校現場への負担軽減の観点から、年度末休業期間における授業実施や新年度の教育課程が過密になることがないよう今年度および次年度についても柔軟な教育課程編成を可能とすること。
（２）文科省がＱ＆Ａにおいて、「卒業を迎える学年以外の児童生徒が授業を十分受けることができなかった場合には、必要に応じて、次年度に補充のための授業として前学年の未指導分の授業を行える」としていることから、４月16日実施予定の全国学力・学習状況調査については、文科省に対して中止するよう要請すること。

３．教職員等の服務等について
（１）各自治体が実施する学童保育や放課後児童クラブの業務、学校での児童預かりをはじめとする本務外の業務については、教職員と十分協議するよう各地教委を指導すること。
（２）臨時休業に伴い、対応せざるを得ない家庭訪問等については、旅費の支給等、適切に対応すること。

４．その他
引き続き、教育委員会制度については、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保すること。

３月９日、県教委2020年度の教職員定数を内示！

県の「行財政運営方針」「第３期『ひょうご教育創造プラン』」の２年目と、会計年度任用職員制度が導入される中、教職員定数を維持！

○小学校英語専科指導加配を含めた新学習システム推進のための加配は、３年連続　常勤換算で32人増
○児童生徒支援加配１人増
○学校生活支援教員21人増
○特別支援学級加配は非常勤で14人増
○共同学校事務を通じた事務機能の強化のための加配２人増
○代替教員配当要領の改正（養護教諭・栄養教諭）

３月９日、県教委は２０２０年度教職員定数を内示した。

兵教組はこれまで、『２０２０年―情報社会と教育改革』の提言の具体化をはかるため、学級規模の縮小により少人数授業を可能とする教職員配置、「児童生徒支援加配」「通級指導担当加配」「学校生活支援教員」の増員など、「定員・教育予算および教育条件整備に関する申し入れ」（第一次・第二次）にもとづいて、学校教育改革を推進するための教職員定数の維持・拡充を要求し、各専門部・課題別による県教委要請行動を積み重ねてきた。その結果、①新学習システム推進のための配置の増員、②学校生活支援教員の増員、③共同学校事務を通じた事務機能の強化のための加配の増員などがおこなわれることとなった。

今後も「第３期『ひょうご教育創造プラン』」の推進にあたっては、効果等の検証と実施上の諸課題を集約し、現場実態をもとに人的措置を含め、さらなる条件整備をもとめていく。

１．県単独加配をふくめ新学習システム推進のための配置は、32人増（常勤換算）

「兵庫県行財政運営方針」が２年目をむかえ、また会計年度任用職員制度が導入される中で、県教委は、小学校での学級・学校規模による推進（①２年生～４年生の35人学級編制、②「兵庫型教科担任制」、③複式学級の指導体制の充実、④少人数授業、⑤小学校高学年における専科）と中学校での学校の課題に応じた推進（①少人数授業、②部活動の指導補助）に加え、小学校における外国語活動の授業時間数増加に対応するため⑥小学校英語専科指導加配として32人増（常勤換算）を配置することとした。

２．生徒指導担当加配１９０人、不登校担当加配45人、児童生徒支援加配３０８人（１人増）を配置

いじめ問題等の喫緊の課題に対応するための「生徒指導担当教員」は19年度同数の１９０人、「不登校担当教員」も19年度同数の45人を配置する。

また、「児童生徒支援加配」については、子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校や児童生徒の問題行動は子どもの人権にかかわる課題であるとともに、これらの背景には同和問題、子どもや外国人等の人権にかかわる問題があるととらえ、「子どもの権利条約」や県教委策定の「人権教育基本方針」の趣旨にもとづき、子どもの自己実現と共生をはかることができるよう、とりくんできた。その結果、県教委は19年度より１人増の３０８人を配置することとした。

３．通級指導担当加配22人、学校生活支援教員１７２人（21人増）を配置

小・中学校の普通学級に在籍する児童生徒で、ＬＤ・ＡＤＨＤ等により学習や生活の面で特別な教育的支援を必要としている子どもたちが安定した学校生活や集団活動をおこなえるよう、県教委支援地域（市町単位）の地域拠点校に「通級指導担当教員」を19年度同数の22人、「学校生活支援教員」を19年度より21人増の１７２人を配置し、子どものニーズに応じた通級による指導等の多様な支援体制のあり方についての実践的研究や、地域の学校間の連携体制づくりにむけた実践的研究を実施することとした。

４．共同学校事務を通じた事務機能の強化のための加配として、学校事務職員を48人（２人増）配置

５．児童生徒の心身の健康への適切な対応をおこなうための養護教諭を10人（19年度同数）、特別支援教育の充実をはかるための養護教諭を６人（19年度同数）配置

６．児童生徒の食の指導への対応をおこなうための栄養教職員17人（19年度同数）を配置

７．特別支援学級加配は常勤54人（19年度同数）、非常勤76人（14人増）を配置

特別支援学級への加配については、特別支援学級の児童生徒が増加していることから、県教委は非常勤の配置増をおこなうこととした。

８．代替教員配当要領の改正（養護教諭・栄養教諭）

県教委は、産休・病気休暇の代替定員配当期間について、春季休業期間中の代替措置をおこなうよう改めるとした。（制度改正は、３月９日から）

自動車共済

教職員のためだけの共済だから

「公務中」「通勤中」の事故は等級ダウンなし！

公務中の事故　どの契約コースでも「等級据置」だから更新時の掛金アップなし！

通勤中の事故　補償充実コース６等級以上なら「等級据置」だから更新時の掛金アップなし！
１共済期間につき１回

ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび重要事項等説明書（契約概要・注意喚起情報）をご覧いただき、制度内容をご確認ください。

あんしんむすぶ
教職員共済

資料請求お問い合わせは
▼
教職員共済生活協同組合
兵庫県事業所

〒650-0004
神戸市中央区中山手通４丁目10-8
ラッセホール４Ｆ

電話　(078) 221-9730
FAX (078) 221-1199

承 19-56-02（1907）